

上板町避難行動要支援者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上板町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の定めるところにより、高齢者、障がい者等が災害時における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する次に掲げる者（社会福祉施設等に入所している者を除く。）をいう。

- (1) 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険認定者のうち、要介護度3以上の者
- (3) 身体障がい者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- (6) 難病患者
- (7) 前各号に掲げる者のほか災害時において支援が必要な者

2 この要綱において「地域支援者」とは、前項に定める避難行動要支援者を普段から見守り、災害時において可能な限り情報の伝達、安否の確認、避難誘導等の支援を行う者であって、避難行動要支援者の近隣に居住し、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意した者をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 町長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しなければならない。

2 名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 全各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 町長は、第1項の規定による名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 町長は、第1項の規定による名簿の作成のため必要があると認めるときは、徳島県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第4条 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第1項の規定により作成した名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、警察、地区担当民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域支援者、その他の避難支援等の実施に携わる者(以下「避難支援等関係者」という。)及び町の関係課に名簿情報を提供するものとする。

3 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

4 町長は、第2項又は前項の規定により名簿情報の提供をするときは、当該避難支援等関係者から避難行動要支援者名簿情報受領書兼誓約書(様式第1号)を提出させなければならない。

(名簿情報提供の同意及び情報の登録)

第5条 前条第2項の規定による名簿情報の提供に同意する避難行動要支援者は、上板町避難行動要支援者登録申請書(様式第2号)に、災害時において支援を受けるために必要な個人情報に記載して、町長に提出するものとする。この場合において、避難行動要支援者は、地域支援者の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 前項の手続きについて、避難行動要支援者の身体の状態等により避難行動要支援者本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族等の者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

3 町長は、民生委員児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。

4 避難行動要支援者は、前項の調査の際、第1項の申請の手続きをとることができる。

(避難支援等関係者による支援)

第6条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、名簿情報を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難誘導、救出活動及び安否確認

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け及び相談

(3) その他状況により必要な支援

(秘密保持義務)

第7条 避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿情報を使用してはならない。

- 2 避難支援等関係者は、正当な理由がなく、名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。支援する役割を離れた後も、同様とする。
- 3 避難支援等関係者は、名簿を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないよう適切に管理をしなければならない。
- 4 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失したときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(名簿情報の変更)

第8条 避難行動要支援者は、名簿情報に変更が生じたときは町長に報告するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに名簿情報を変更するものとする。
- 3 町長は名簿情報に変更が生じたことを知り得た場合で、当該避難行動要支援者から第1項の規定による報告がないときは、職権により名簿情報の変更をすることができる。

(制度の周知)

第9条 町長は、広報紙等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成25年訓令第16号)

この訓令は、平成26年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年訓令第12号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。